

日本嚙下医学会認定嚙下相談医等制度運用規則

第1条 目的

日本嚙下医学会会員からの嚙下診療に関する問い合わせに対し、嚙下相談医等制度規則に沿って適切に対応するために運用規則を設ける。地域医療に関わる医療施設（かかりつけ医等）や非会員からの問い合わせにも可能な限り対応する。

第2条 嚙下相談医等の役割

嚙下相談医・相談歯科医・相談員（以下嚙下相談医等）は、嚙下医学会から嚙下相談の業務を委嘱される資格であり、単なる称号ではない。よって、嚙下障害の相談を受けた際は、診療に加えて日本嚙下医学会認定嚙下相談医等の立場で指導と助言を行う。

第3条 相談内容

嚙下相談医等が受ける相談内容は、症例相談、検査・治療手技、医療制度等を含む嚙下診療に関わる全般とする。ただし、医療訴訟を含む刑事、行政、民事などで法的に係争中の内容、あるいはその恐れのあるものに関してはこれを取り扱わない。

第4条 相談方法

相談方法は、嚙下相談医等に診療情報提供書をもって受診することを基本とする。患者側の要因で受診困難な場合は、予め、紹介医から嚙下相談医等に問い合わせを行い、最善の方法で相談を受けることとする。患者・家族からの直接の医療相談等は各施設の受診方法に従い対応する。

嚙下相談医等の判断により、より高度な診断・治療等が必要と判断された場合は、対応可能な施設を紹介する。その際も、診療情報提供書をもって受診することを基本とし、患者側の要因で受診困難な場合は、予め、嚙下相談医等の所属する施設を介し、問い合わせることとする。なお、紹介の際は、各施設の診療規則に沿って適切な診療科へ紹介する。なお、嚙下医学会事務局（以下事務局）では、個別の医療相談を受けつけない。

第5条 嚙下相談医等が対応困難な場合の対応

嚙下相談医等が回答に難渋する症例や内容については、各相談医等から嚙下医学会から別に委嘱された各都道府県あるいは地域の専門相談医に相談する。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会・地方部会、日本臨床耳鼻咽喉科医会の各地医会、ならびに他の学術団体、医師会・歯科医師会等からの相談窓口は、各都道府県あるいは地域の専門相談医とする。

専門相談医が回答に難渋する内容や対応が困難な場合については、事務局を介し、所定の様式（HPよりダウンロード可）で嚙下相談医等運用委員会に報告・相談する。

第6条 専門相談医の委嘱

専門相談医は、嚥下相談医の資格を有し嚥下相談医等委員会から推薦された者を、理事長が委嘱する。専門相談医の任期は1年とし、再任を妨げない。専門相談医の定数、推薦法については、嚥下相談医等委員会で協議し、決定する。

第7条 相談活動の共有と情報開示

専門相談医は、回答に難渋した案件も含め、嚥下相談医等からの相談内容についての質疑応答内容を所定の様式に記入し、年度末までに事務局宛に報告する。これらの相談情報を Q & A 形式に整えて学会 HP 上に公開し、嚥下医学会会員が共有する。

嚥下相談医等及び専門相談医は、学会機関誌「嚥下医学」及び学会 HP 上に、地域・都道府県別に氏名とその所属施設を公開する。所属施設の変更があった場合は、速やかに学会事務局まで連絡を要する。

第8条 運用（嚥下相談医等運用委員会の役割）

嚥下相談医等の運用・実務については嚥下相談医等運用委員会（以下運用委員会）がとり行い、その活動について、担当理事へ報告する。運用委員会は、相談医等認定や専門相談医の推薦を行う嚥下相談医等委員会とは別に組織される。運用委員会の委員は嚥下相談医等のうち嚥下相談医等委員会から推薦された者を理事長が委嘱する。運用委員会は専門相談医との合議により本制度と嚥下相談に関わる懸案を解決する。運用委員会の委員の定数、推薦法については、嚥下相談医等委員会で協議し、決定する。

日本嚥下医学会

施行日 令和4年2月23日

